

奈良県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中戸土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年五月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	田宮 久好	葛城市中戸四三五―二
〃	杉村 宏	〃 二〇八一―一
〃	寺岡 恵男	〃 二三七
〃	足高 宏和	〃 一五五―二
〃	杉村 宗次	〃 二二九
〃	高橋 博	〃 四三六
〃	高橋 光久	〃 四二五
〃	和田 寛寿	〃 一九四
監事	足高 光弘	〃 八七一―一
〃	駒井 省	〃 二二六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	駒井 省	葛城市中戸二二六
〃	足高 宏和	〃 一五五―二
〃	杉村 宗次	〃 二二九
〃	高橋 博	〃 四三六
〃	高橋 光久	〃 四二五
〃	和田 寛寿	〃 一九四
〃	杉村 孝則	〃 二一四
〃	西川 勝也	〃 三六一五
監事	田宮 久好	〃 四三五―二
〃	杉村 宏	〃 二〇八一―一